

令和8年度

予算編成の考え方

熊谷市

令和8年度予算編成の考え方

1 国の動向

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」、いわゆる骨太方針2025では、令和8年度予算編成に向けた考え方として、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させるとともに、防災・減災への対応を始め、少子化対策やこども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行うこととしている。

また、地方の財源については、骨太方針2025において、2024年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされたが、その一方で、「令和8年度予算の概算要求について（令和7年8月8日閣議了解）」では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化」することとしていることから、引き続き、地方においても厳しい歳出改革が求められていることに留意が必要である。

2 本市の財政状況と今後の動向

令和6年度決算においては、歳出では、市民生活に直結する安心・安全、健康、福祉、環境、教育などの事業に予算を配分し、確実に事業を実施したほか、長引く物価高騰により影響を受けている生活者や事業者への経済的支援を機動的に行うとともに、子育て支援・保健拠点施設「くまキッズ」の整備など、誰もが安心して子供を生み育てられる環境の整備を進めるために必要な予算措置も積極的に行い事業を推進した。

一方、歳入においては、物価の上昇や、金融資本市場の変動といった経済情勢のリスクなど、社会経済の先行きが見通せない状況であったが、消費支出の回復に伴う地方消費税交付金や、国税収入の伸びにより地方交付税が増加したほか、物価高騰対策を始めとする国の交付金や各種補助金を有効活用するなどし、市政運営に必要な財源を確保することにより健全財政を維持することができた。

今後の経済情勢の見通しは、令和7年8月の月例経済報告によると、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部に見られるものの、緩やかに回復している」とされた一方で、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である」とされており、加えて、「物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている」とされていることから、依然として、先行きが見通せない状況となっている。

こうした社会・経済情勢の中、本市の財政状況は、長引く物価上昇の影響を受け、資材の高騰や人件費の上昇などが続いていることに加え、少子化高齢化の進展に伴う社会保障費の増大なども相まって、長らく経験してこなかった避けがたい歳出の増加に直面しており、令和7年度当初予算編成では、歳入見込額を上回る財政需要に対応するため、財政調整基金の取崩し額を前年度よりも大幅に増額して対応したところである。

今後も、少子高齢化や人口減少に伴う社会保障費の増加が見込まれるほか、「新学校給食センター」を始め、「新熊谷清掃センター」や「北部地域振興交流拠点」などの個別施設計画に基づく公共施設の集約や整備等が本格化することに伴い、本市の予算規模は更に拡大することになり、これまでになかった厳しい財政運営を迫られることが見込まれる。

これまでの市民サービスを維持しつつ、将来に見込まれる財政需要に備えるためには、前例にとらわれることなく、過去の実績や目標の達成度、費用対効果等を検証した上で、手段の変更や廃止なども含めた徹底的な見直しを行い、予算の無駄を無くすとともに、新たな財源の確保や各種基金の有効活用に加え、受益者負担の適正化にもこれまで以上に積極的に取り組まなければならない。

特に、公共施設の整備や大規模修繕等に当たっては、これまで合併特例債を有効に活用してきたところであるが、今年度末をもって発行可能期間が終了することから、これに代わる有利な事業債や国・県等の各種補助金を積極的に活用することによって財源の確保に努められたい。

3 令和8年度予算編成の考え方

令和8年度予算編成は、前述した国の動向や本市の財政状況を踏まえて、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うこととした上で、物価高騰などに伴う必要な経費については実情を考慮して査定するなど、メリハリをつけた予算編成を行うとともに、第2次総合振興計画後期基本計画や第3期人口ビジョン・総合戦略に掲げる施策を着実に進めるための予算を重点的に配分する方針である。

また、経済・社会情勢の変化や市民ニーズ等に対応するための施策などについても、既定の実施計画や事務事業評価に基づく査定結果を考慮した上で、これまでの実績や目標の達成度、特に新規事業の場合は事業計画の熟度や費用対効果等を踏まえて予算査定で検討することとする。

予算編成に当たっては、国の動向や本市の財政状況を踏まえ、将来にわたり持続的に発展するための投資の財源を確保するとともに、引き続き健全な財政基盤を維持することを基本とし、市民から託された税金が行政運営を行うための貴重な財源であるという意識を職員一人一人が常に念頭に置き、市民福祉の向上に資する施策を見極め、限られた財源を最大限に活用することが必要である。

こうした基本的な考え方を前提に次に掲げる事項に留意し、令和8年度予算を編成する。

(1) 総合振興計画（基本構想・後期基本計画・実施計画）及び行政評価との連携

第2次総合振興計画後期基本計画に掲げている施策の推進に係る予算に加え、事務事業評価及び実施計画（新規事務事業）の結果を令和8年度の予算編成に反映するが、事務事業評価において「現状維持」とされた事業であっても、安易に例年どおり予算要求することなく、特に長年にわたって事業を継続して実施している場合には、本来の目的に立ち戻って、事業の達成度や課題、費用対効果などを改めて検証し、今後の事業の在り方も含め、積極的な見直しを図られたい。

また、新規に採択された事務事業についても、その目的と効果を十分に検証し、予算要求に当たっては、事業計画や制度設計等の熟度を高めたものとするとともに、事業費については最小の経費で最大の効果が得られるよう創意工夫に努めること。

(2) 総合戦略の推進

人口減少が進行する中で、雇用の創出、出産・子育てしやすい環境づくり及び誰もが暮らしやすく魅力的なまちづくりを進め、引き続き人口減少に歯止めをかける施策を展開していくことが重要である。第3期人口ビジョン・総合戦略では、第2期で掲げた方向性を継承するとともに、新たに「誰もが便利で快適に暮らせるデジタル基盤の整備」を加え、本市の個性を生かしながらデジタルの力で取組の加速化・深化を図ることとしている。

この戦略に位置付けられた事業の実施や具現化するための予算配分については積極的に行う方針であるが、事業の実施に当たっては、これまでの実績や成果を十分に検証し、課題解決や目的達成に向け多角的な視点を持って、より実効性のある施策として実施できるよう、創意工夫を図られたい。

(3) 予算配分上の留意点

ア 重点施策に対する重点配分

各部の重点施策の事業に対して、重点配分を実施する。

限られた財源の中で、真に必要な施策に財源の重点配分を行うという主旨を踏まえ、事業内容、要求額を精査し、部内で十分協議、検討の上、優先度の順位付けをされたい。

イ 部単位の配当枠の設定

部の予算運営の主体性、自律性を高めることを目的に、令和8年度も引き続き、経常経費の一部について部単位での要求金額の上限を定めた配当枠を設定することとする。これは、部に設定された配当額の範囲内において、部の裁量により予算配分を認めるものであり、部内の経営課題の解決や重点目標を効果的に達成するために実施するものである。したがって、予算要求に当たっては、過去の決算の推移をベースに適正に見積りを行うこととし、これにより生み出される財源を課題解決や真に必要な施策に重点配分するよう心掛けられたい。

ウ 原油価格・物価高騰やデジタル化等への対応

部単位の枠配当は、物価高騰による資材価格及び人件費の上昇や、これまでの実績等を勘案するとともに、特に「消耗品」や「旅費」など、DXの推進に伴い、リモート会議の恒常化やペーパーレス化の推進などにより支出を抑制できる科目もあるため、これらのことに十分留意し予算を配分されたい。

なお、経常経費、政策経費に関わらず、デジタル化やデータ連携などのDXを活用した業務の見直しや取組を各部署において進め、市民サービスの向上はもとより、業務の効率化を進めることで経費削減に努められたい。

(4) 公共施設マネジメントに基づく施設の整備

公共施設の再編や整備等については、熊谷市公共施設等総合管理計画に則り、各所管の個別施設計画に基づいて進めていくこととするが、既存施設の修繕等が必要な場合は、使用年限を念頭に置き、法令等による義務化や利用者の安全面、衛生面などに考慮し、市民サービスの低下や施設運営に支障が生じることがないように、真に必要な修繕等について要求されたい。

その際、修繕等に係る経費が過大投資や二重投資とならないよう、最も効果的な修繕方法等を検討すること。

また、今後、公共施設の整備や大規模修繕等が重なり、歳出規模が拡大することが見込まれる。

そのため、各課において、各施設の耐久年限や施設の老朽度などを踏まえた上で、適切な整備の時期や修繕方法、施設の在り方などについても改めて検討されたい。

(5) 適切な事業量の精査

近年、年度内に事業が完了できず、翌年度に事業を繰り越す事例が増えてきている。予算要求に当たっては、これまでの実績や事業の進捗状況等を踏まえ、年度内で完了できる適正な事業量を精査すること。

(6) 有利な事業債の活用

公共施設の集約に伴う施設の整備や既存施設の大規模修繕に当た

っては、これまで合併特例債を活用して財源の確保を図ってきたところであるが、合併特例債の発行可能期間が令和7年度末をもって終了することから、これに代わる事業債を活用するなどし、財源の確保を図っていく必要がある。そのため、公共施設の整備等を計画する際には、各課において国の財政措置がある事業債の活用を検討し、財源の確保に努めること。

(7) 国・県支出金等の確認と活用

前述したように、合併特例債の発行期間が今年度末をもって終了するため、公共施設の整備等に当たっては、これまで以上に国や県の補助金等を有効活用することで、財源を確保していかなければならない。

近年の社会経済状況や国政の動向により、国の補正予算に伴う市予算の前倒しや年度途中における国・県の補助制度等の変更の可能性もあることから、各所管においては、これまで以上にその動向に注視し、正確な情報収集に努め、予算要求に当たっては、国・県支出金の算定誤りがないよう見積もること。また、これまで国・県支出金を受けずに執行している事業についても、改めて、あらゆる角度から補助制度等の活用を模索するなどし、積極的な財源確保に努められたい。

(8) 地方公会計制度の活用

地方公会計制度の整備により、ストック情報や現金取引を伴わないコスト情報について事業単位、施設単位で把握することが可能である。

事業運営に当たっては、収益性や費用対効果の観点から常に事業を検証し経費の節減を図るとともに、収益性の低い施設、費用対効果の低い事業にあっては、使用料の見直しや事業の再構築、休廃止について検討されたい。

(9) 各種団体に対する補助金等の見直し、研修会等への参加

団体等に対する負担金、補助金及び交付金の支出については、透明性や客観性を確保するとともに、従来からの経緯にとらわれることなく、監査委員からの指摘事項や市議会における一般質問の状況等を踏まえ、目的、効果、活動実績等を十分に検証した上で、終期の検討を行うこと。

また、団体等の自主的運営を促すとともに、剰余金の安易な繰越しや積立てがないか経理状況を確認するなど、補助の必要性や効果を踏まえ、縮減や廃止も含め検討されたい。

なお、団体等が主催する研修会等への職員の参加については、その効果を十分精査し、必要最小限の人数で対応されたい。

(10) 各種基金の活用

各種基金の運用に当たっては、ふるさと納税等に伴う寄附について、無為に積み立てるのではなく、寄附者の意向を尊重し、関連する事業の財源として繰り入れるなど、今後の財政事情に鑑み、有効かつ積極的に活用を図ること。